

工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の適用について

横浜市においては、最近の建設資材価格の高騰に鑑み、このたび、工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）について、次のとおり適用することとしました。

単品スライド条項の適用対象となる場合は、工事の完成期限までに契約の変更手続きを行う必要があります。このため、完成期限が近い工事を施工中で、同条項に基づく請負代金額の変更の協議の意向がある方は、当該工事の監督員にお早めにご相談ください。

なお、運用の詳細については、今後公表します。

1 適用基準日

平成 20 年 6 月 23 日

（適用基準日時点で継続中の工事及び適用基準日以降の新規契約工事が対象となります。）

2 条項適用の対象とする建設資材

鋼材類及び燃料油

3 条項適用に伴う請負代金額の変更の考え方

工期内において、対象建設資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、受注者からの請負代金額の変更申請に基づき、対象工事費（※注 1）の 1%を超える額を発注者が負担することとします。

※注 1 対象工事費とは、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下、「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額。

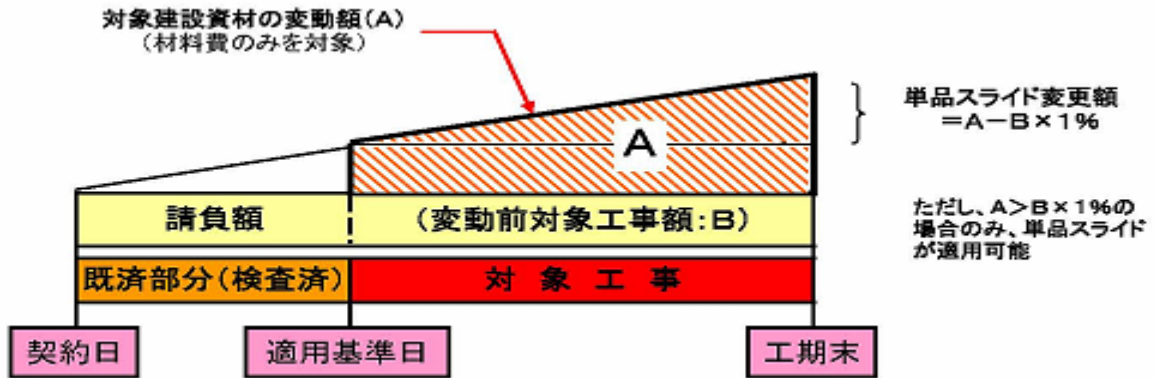
ただし、4 により、当該部分払に係る工事出来形部分検査結果通知書に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

4 部分払における出来形部分等の取扱い

部分払を行った出来形部分等については、原則として、単品スライド条項を適用することができません。

ただし、当該部分払に係る工事出来形部分検査結果通知書に単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載がある場合は、単品スライド条項の適用対象とすることができます。

《参考図》



5 製造請負契約約款第 25 条第 5 項の取扱い

上記 1～4 と同様の取扱いとします。

※ 参考 (工事請負契約約款第 26 条第 5 項)

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

(問合せ先) 行政運営調整局契約第一課

電話：671-2246